

学位授与の取消しに関する手続についての申合せ

平成22年6月22日
教育研究評議会

東京大学学位規則第17条に基づく博士の学位授与の取消しに当たっては、手続の適正性を確保するため、下記のとおり取り扱うものとする。

また、博士以外の学位授与の取消しについても、この申合せに準じて取り扱うものとする。

記

(定義)

- 1 (1) 東京大学学位規則第17条第1項中の「不正の方法により学位の授与を受けた事実」とは、当該学位の授与に関して、データその他研究結果の捏造、改ざん、盗用等学位審査論文の作成に係る不正行為又は金銭の授受等学位審査に係る不正行為が存することをいう。
- (2) 不正行為の内容の解釈は、関連する法令、公的な指針及び東京大学科学研究行動規範委員会規則、東京大学教職員倫理規程等の学内規則を踏まえて適切に行われなければならない。

(公平性・公正性の確保)

- 2 (1) 学位授与の取消しは、被授与者の名誉等に関わる重大な措置であり、総長がその権限を行使するに当たっては、全学的な観点に立ちつつ、公平性・公正性を確保するよう努めなければならない。
- (2) 前記(1)の目的を達するため、当該学位の授与について東京大学学位規則第13条の報告を行った研究科長又は教育部の部長（以下「当該部局長」という。）は、不正行為の疑いを認知したときは、速やかに総長に報告するとともに、以後の取扱いについて教育担当理事（以下「担当理事」という。）及び本部関係事務部門と緊密な連携をとりつつ対処する。また、総長は、不正行為の疑いを認知したときは、速やかに当該部局長に対し、必要な調査を求める。

(部局における調査)

- 3 (1) 不正行為の有無については、当該部局長の責任において、遅滞なく調査委員会を設置し、客観的かつ公正な調査を行う。調査委員会の構成員については、原則として、当該学位の被授与者（以下「当該被授与者」という。）が所属した専攻以外の専攻に属する教員を相当数加えることとし、当該被授与者の指導教員又は博士の学位につ

き当該学位の授与を申請した際に当該被授与者を紹介した教員（以下「紹介教員」という。）であった者、当該学位授与に係る審査委員会の委員等の関係者は任命しない。

- (2) 調査委員会は、特別の事情が無い限り、当該被授与者及びその指導教員又は紹介教員であった者から事情を聴取するものとし、また必要に応じ、当該学位授与に係る審査委員会の委員から、事情を聴取することができるものとする。

(学外の専門家等の助言、科学研究行動規範委員会との連携)

- 4 (1) 調査委員会は、学位審査論文に係る不正行為の有無を確認するために必要なときは、学外の専門家等の助言を求めることができる。
- (2) 当該部局長又は担当理事は、全学的見地及び研究者倫理の観点から、その不正の有無の判断基準等について特に慎重な検討が必要であると認めるときは、相互に協議の上、科学研究行動規範委員会の意見を聴くものとする。

(当該被授与者の弁明の機会)

- 5 当該部局長は、第3項の調査委員会による調査の結果、不正行為の存在が確認され、当該学位授与の取消しが相当であると認める場合においては、次項の教育会議の議決を行うに当たり、当該被授与者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えるものとする。ただし、当該被授与者が弁明の機会を求めないときは、その弁明を聴取することなく次項の進めを進めることができる。

(部局長からの上申)

- 6 当該部局長は、第3項の調査委員会による調査の結果、不正行為の存在が確認され、当該学位授与の取消しが相当であると認めるときは、当該研究科又は教育部の教育会議の議決を経て、総長に対し、文書により学位授与の取消しの上申を行う。この文書には、当該被授与者の氏名、当該学位の種類、学位審査論文の題目、授与日、授与取消しの理由（不正行為の概要等）等の所要事項を記載しなければならない。

(総長による決定)

- 7 (1) 総長は、当該部局長からの上申を受けたときは、教育運営委員会の意見を聴いた上で、その取扱いを決定する。
- (2) 総長は、第3項の調査委員会による調査が不適切若しくは不十分であり、又は当該部局における第3項から前項までの手続に重大な瑕疵があり、若しくは前項の上申による学位取消しが全学的な見地から著しく均衡を失すると認めるときは、当該部局長に対し、再調査又は再検討を求めることができる。

(被授与者への通知等)

- 8 総長は、学位授与の取消しを決定したときは、当該被授与者に対し、文書（記載内容は、第6項の文書に準ずる。）によりその旨を通知するとともに、学位記の返還を求める。また、当該学位授与の取消しの事実の公表、公開されている当該学位審査論文の抹消、監督官庁への報告等の手続を速やかに行う。

(再発防止策の検討)

- 9 (1) 担当理事は、前項の措置後速やかに教育運営委員会及び必要に応じて科学研究行動規範委員会に対して、報告を行う。
- (2) 教育運営委員会は、担当理事及び当該部局長からの説明を受けた上で、再発防止策の在り方について審議する。
- (3) 教育運営委員会のもとに、再発防止策の在り方について審議させるため、特別調査委員会を設置することができる（第7項(1)に係る審議を行う場合を含む）。この特別調査委員会の構成員には、必要に応じ、学外の有識者を加えることができる。

○ 学位授与の取消しに関する手続（概要）

1. 不正行為の疑いの認知	・研究科長は、総長に報告し、担当理事、本部事務と連携。
2. 研究科調査委員会の設置	・被授与者所属専攻以外の教員の相当数の任命。 (指導教員、紹介教員、審査委員会委員は除外。)
3. 被授与者及び指導教員等の事情聴取	・その他、必要に応じ、審査委員会委員の事情聴取。
4. 被授与者の弁明	・書面又は口頭による弁明機会の付与。 (ただし、被授与者が弁明機会を求めないときは、聴取不要。)
5. 教育会議の議決	・大学院の場合は、学位授与の審議を行う教育会議において議決。 ・議決要件は、構成員 2/3 以上の出席、かつ、出席者 3/4 以上の賛成。[学位規則第17条第2項]
6. 学位授与取消しの上申	・研究科長から総長に上申。
7. 教育運営委員会の意見聴取	・総長が取扱いの決定にあたり意見聴取。
8. 総長による決定	・研究科調査委員会の調査が不適切、不十分又は全学的な均衡を失う場合は、再調査又は再検討の要求。
9. 被授与者への通知	・文書により通知。(記載内容は上申書の記載事項に準ずる。) ・学位記返還の要求。
10. 学位授与取消しの公表	・学位論文の取扱いの検討【過去、国立国会図書館は閲覧制限の措置】 ・監督官庁への報告

特別調査委員会の設置

- ・教育運営委員会の下に設置し、研究科調査委員会と連携。
- ・研究科調査委員会の調査内容及び手続の適切性の確認と全学的な観点からの調整